

令和5年度

東近江市農業委員会
第11回（2月期）月例総会
議事録

1. 開催日時 令和6年2月13日(月)午前9時30分から午前10時40分

2. 開催場所 東近江市役所 新館313、314、315会議室

3. 出席委員 37人 欠席委員 3人

議席番号	出欠	議席番号	出欠
1	出	21	出
2	出	22	出
3	出	23	出
4	出	24	出
5	出	25	出
6	出	26	出
7	出	27	出
8	出	28	出
9	出	29	出
10	出	30	出
11	出	31	出
12	欠	32	出
13	出	33	出
14	出	34	欠
15	出	35	出
16	出	36	出
17	出	37	出
18	欠	38	出
19	出	39	出
20	出	40	出
議長(会長)	出		

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事上程

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 事業計画変更承認申請について

- 議案第5号 東近江市農用地利用集積計画（案）について
- 議案第6号 農用地利用集積等促進計画（案）について
- 議案第7号 土地改良事業参加の申出について
- 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の報告について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について
- 報告第3号 農地の貸借権の合意解約の報告について

5. 事務局職員

農業委員会事務局

局長	出	主任	出
参事	出	主事	出

農業水産課

主事	出		

6. 会議の内容

議長 能登半島の地震から1か月半が経過しました。何とか少しでも早く以前のよう
な生活が取り戻すことができますよう願うところです。
今回の月例総会にも、義援金のお願いをさせていただきます。農業委員会組織
を通じて皆様方に御協力をお願いし、能登半島の皆様に送金したいと考えます。

さて、地域計画の策定が少しずつ進んでいます。先月の29日に地域計画策定に
伴う協議の場が開催され、ブロック担当の委員とともに34集落の策定について
審査させていただきました。ただ、現在対象集落が213集落あります。そのうち
の45ということで、まだまだ策定途上であると感じています。

現在、市の農業水産課が地域に出向いたり、相談を受けたり、各ブロックの相
談会や、蒲生・五個荘で統一した取り組みをされているところや様々です。
状況を聞いていますと何も手がついていない、やり方がわからないといった組
合長も結構おられます。農業水産課だけではなかなか地域との連携や情報交換
が十分でないということと合わせて、農業組合長がこの3月で任期満了となる
ことから、この策定に向けて地域に入っている農業委員たくさんおられ
ると思いますが、とにかくこの手のついていない集落に、農業委員として
手を入れていただく必要があるのではないかと
思っています。

本日月例総会終了後に、農地利用最適化推進検討委員会が開催されます。また
役員会でも検討されまして、農業委員として集落にどう関わっていただくか、

身近な存在である農業委員が地域に入っただくことによって、そういう気運が高まり前へ進むのではないかと思っています。

それではただ今から、令和5年度 第11回（2月期）月例総会を開会致します。現在の出席者数は37名、欠席者数は3名（〇〇 〇〇 委員、〇〇 〇〇 委員、〇〇 〇〇 委員）ですので、この総会は成立致します。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議席番号16番 〇〇 〇〇 委員、17番 〇〇 〇〇 委員のお二人を指名します。

日程第2、議事の上程です。

なお、委員各位への議案書送付後において、別紙 議案第7号「土地改良事業参加の申出について」を追加議案として上程するよう申し入れがありました。このことについて、事務局より説明があります。

事務局 別紙 議案第7号「土地改良事業参加の申出について」を追加議案として上程させていただきたいことにつきまして、説明します。

この議案につきましては、土地改良法に基づき、審議いただくもので、土地改良法施行令第1条の3第2項並びに同法施行規則第2条第3項の規定により、申出書の提出のあった日から7日以内にその申出を承認するか否かを決定しなければならないと規定されていることから、申出日から7日以内の対応となるよう、以前より追加議案として取り扱いさせていただいておりますので、よろしくをお願いします。

議長 事務局の説明が終わりました。

別紙 議案第7号「土地改良事業参加の申出について」を追加議案として審議することについて、何か御意見はございませんか。

（「異議なし」の声）

異議がありませんので、追加議案を上程することについて認めてよろしいか。

（全員賛成）

それでは、追加議案について、上程することを認めます。

日程第2、議事の上程です。

最初に議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、農地法第3条第1項の規定に基づき、農地の権利を移転又は設定したい旨、次のとおり申請があったので、許可することについて意見を求めます。

番号1について、小川町に居住する譲受人へ、譲渡人所有の小川町地先の農地

3筆 合計面積 3,526 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

番号2について、乙女浜町に居住する譲受人へ、譲渡人所有の福堂町地先の農地1筆 面積 1,335 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

番号3について、岡田町に居住する譲受人へ、譲渡人所有の岡田町地先の農地1筆 面積 131 平方メートルについて交換による所有権移転の申請がありました。

番号4について、岡田町に居住する譲受人へ、譲渡人所有の岡田町地先の農地1筆 面積 221 平方メートルについて交換による所有権移転の申請がありました。

番号5について、尻無町に居住する譲受人へ、譲渡人所有の尻無町地先の農地1筆 面積 497 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

番号6について、伊庭町に居住する譲受人へ、譲渡人所有のきぬがさ町地先の農地2筆 合計面積 2,159 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

番号7について、岡田町に居住する譲受人へ、譲渡人所有の御園町地先の農地1筆 面積 1,447 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

番号8について、蛇溝町に所在する農地所有適格法人へ、譲渡人所有の池田町地先の農地1筆 面積 1,000 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

番号9について、蛇溝町に所在する農地所有適格法人へ、譲渡人所有の池田町地先の農地1筆 面積 1,000 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

番号10について、川合町に所在する農事組合法人へ、譲渡人所有の川合町地先の農地1筆 面積 144 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

番号11について、蒲生郡日野町に居住する譲受人へ、譲渡人所有の上岸本町地先の農地4筆 合計面積 5,229 平方メートルについて贈与による所有権移転の申請がありました。

番号12について、大津市春日町に居住する譲受人へ、譲渡人所有の建部下野町地先の農地6筆 合計面積 758,24 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

なお、番号8及び番号9の申請地の現況については、雑草木が繁茂している状況であることから農地復元利用計画書を提出されており、先月に引き続き許可後に雑草木の除草及び伐採をされた後に、畑として利用される計画です。農地法では権利の取得後、概ね1年以内に耕作又は養蓄の事業に供すべき農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作または養蓄の事業を行うと認められない場合は許可できないこととなっておりますが、許可後、令和6年2月末頃には復元される計画であり、内容についても復元可能と判断いたしました。

番号4の譲受人の取得後における耕作面積が50アール未満であることから、営農計画書が添付してあります。また、番号5、番号12の農地を初めて取得される方については、家庭菜園目的で季節野菜を育てていかれることや継続的に農地を管理していく意思について営農計画書で確認しています。全ての譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力することによって、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。そして、農作業に必要な農機具については、家庭菜園で利用する目的で農地を取得される方については、家庭用草刈り機、鎌、鍬、スコップ、軽トラック等を所有されています。また、今後、営農を継続的に行う上で必要となる農機具については、計画的に所有されることを検討される旨も確認しています。その他の譲受人は、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、糶摺機、トラックを所有又は営農組織と共同利用しておられます。経営農地について、どちらの案件も譲受人又はその同居する世帯員等で耕作され、各申請のそれぞれにおいて全部効率利用の面で問題ないと考えます。これらのことから、農地法第3条第2項各号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。また、地区の担当農業委員からも確認書を提出いただいております。問題はないと考えます。以上、御審議よろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは、番号1から番号12までを一括して、御意見をお聞きしますがいかがでしょうか。

14番 番号12の面積は登記簿面積になりますか、実測になりますか。

事務局 実測です。

議 長 よろしいですか。他に御意見もないようですので、採決に移ります。本案について、承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

議 長 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。本議案につきまして、関係者に ○○ ○○ 委員がおられます。

農業委員会法第 31 条の規定に基づき「議事参与の制限」により、当該案件の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。

それでは事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第 2 号、「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」、農地を転用したい旨、次のとおり申請がありましたので、許可することについて意見を求めます。

番号 1 は、平柳町に居住する者が、自ら所有する同町地先の農地 3 筆、合計面積 296.03 平方メートルの土地を駐車場として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請者の自宅は国道 307 号に接しており、交通量が多いため、車の出入りが危険であり、自宅のリフォームと併せて駐車場も使用しやすいように整備したく、利便性が良い当該申請地を駐車場として選定されました。

土地の利用計画につきましては、自家用車 6 台分の駐車場として利用されます。土地の造成計画につきましては、現状の耕土を鋤取り、土砂を入れて地均する計画です。雨水については、地下浸透にて処理されます。

申請地は、団地規模が概ね 10 ヘクタール以上の農地であり、第 1 種農地と判断できます。しかし、集落に接続して設置される周辺に居住する者の日常生活上必要な施設であることから、立地基準上は例外的に許可できるものです。

また、添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

番号 2 は、川合町に居住する者が、同町地先の農地 1 筆、面積 631 平方メートルの土地を農業用倉庫として利用するために転用の申請があったものです。

なお、本案件は、農地転用の許可を受けずに通路として利用する間に非農地状態となったため、顛末書付きの是正申請となっています。

申請理由及び土地の選定理由については、耕作面積が 8 ヘクタールとなり、2 年前より 3 倍に増え、現状の倉庫では手狭となり更に乾燥調整用の倉庫が必要となったため、当該申請地を選定されました。

土地の利用計画については、乾燥機 2 台と農機具を格納する農業用倉庫として利用されます。

土地の造成計画については、顛末につきそのまま利用されます。

雨水処理については、地下浸透で処理されます。

申請地は周辺が宅地化している区域であるため第 3 種農地と判断でき、原則許可できるとなっております。

他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

いずれの案件も、一般基準において基準に抵触するものはなく、農地法第 4 条第 2 項に基づき審査したところ、転用許可は相当と判断いたしました。

以上、御審議の程よろしくお願いいたします

議長

事務局の説明が終わりました。

本案については、事前調査がなされておりますので、現地調査の報告を求めま

す。

26番 番号1は、国道307号の横に住宅があり、そこから道路に出るのは大変危険で、事故が起こらないように車が道路に出られるよう、転用はやむを得ないと判断します。

番号2は、前年のほ場を3倍程増加させるため、乾燥機も増やす予定です。既存ハウスの中も機械がいっぱいで、秋に乾燥機を利用するため今回の申請となりました。

顛末書も提出されており、やむを得ないと判断します。

議長 事務局の説明及び調査報告が終わりました。
それでは、審議に入ります前に、〇〇 〇〇 委員には、農業委員会法第31条の規定に基づき「議事参与の制限」により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。

それでは、まず番号2について何か御意見はございますか。
ないようですので、本案につきまして承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。
それでは、審議が終了しましたので、〇〇 〇〇 委員 の入室・着席をお願いします。

それでは、番号1について何か御意見はございますか。
ないようですので、本案につきまして承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

それでは、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」と関連します議案第4号「事業計画変更承認申請について」を議題と致します。

事務局 ここで、議案の説明に入ります前に、議案書の訂正をさせていただきます。
番号4につきましては、許可申請の取り下げ願がありましたので、取り下げとさせていただきます。

それでは議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、農地を転用し農地の権利を移転又は設定したい旨、及び議案第4号、事業計画変更承認申請について次のとおり申請があったので、許可することについて意見を求めます。

番号1と議案第4号事業計画変更承認申請の番号1は関連する申請のため、一括して御説明いたします。

番号1について御説明いたします。

本件は、今堀町に所在する燃料販売業を営む法人が、同町地先の農地4筆、合計面積910平方メートルの土地を売買で取得し、自動車洗車場として利用するために転用の申請があったものです。

議案第4号事業計画変更承認申請の番号1について御説明いたします。

今回転用の申請がありました番号1の申請地の隣地は、令和5年1月に自動車洗車場として農地転用の許可を受けていますが、造成は行われておらず、今回の5条の転用申請と一体で造成を行うこととなったため、事業計画変更承認申請が同時に出されています。

転用未着工の理由につきましては、地元協議で要望事項があり、対処方法を検討しているためとのことです。また、このことにつきまして、申請者からの理由書を収受しています。

申請理由及び土地の選定理由については、現在申請地の隣接地でガソリンスタンドを経営していますが、低炭素社会に向けて、電気自動車用の充電設備の増設を行っており、その一環として自動車洗車場の増設も行いたく、既存のガソリンスタンドに隣接し利便性の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画については、自動洗車機2台と車内清掃場6台分として利用されます。

土地の造成計画につきましては、耕土を鋤取り、既存敷地高まで盛土をし、アスファルト舗装をする計画です。雨水については、側溝を設置し敷地内に新設する吸込槽にて地下浸透処理されます。

申請地は団地規模が概ね10ヘクタール未満で、近傍の標準的な農地と比べて生産性の低い農地であり、第2種農地と判断でき、隣接土地との一体利用であるので、立地基準上は例外的に許可できるものです。

令和5年12月7日付で農振農用地いわゆる青字から白字に除外されており、他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

番号2は、下岸本町に居住する者が、同町地先の農地1筆、面積122平方メートルの土地を贈与で取得し、農業用倉庫及び農業用駐車場として利用するために転用の申請があったものです。

なお、本案件は、農地転用の許可を受けずに譲渡人の父親が平成18年頃から、農業用倉庫及び農業用駐車場として利用していたため、顛末書付きの是正申請となっています。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、譲受人は、申請地の近接農地で農業を行っていますが、農業用機械の保管、農業用車両を駐車する場所が必要であるため、農地及び自宅の近接地でもある、利便性が良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、農業用機械を保管する農業用倉庫、農業用車両の駐車場として利用されます。

土地の造成計画につきましては、顛末案件のため造成等の工事は行わず、雨水については、隣接の土地から地下浸透で処理されます。

申請地は、農業振興農用地域ですが、農業用施設であることから、立地基準上は例外的に許可できるものです。

また、令和5年12月26日付で軽微変更されており、他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

番号3は、沖野二丁目に居住する者が、祇園町地先の農地2筆、合計面積356平方メートルの土地を売買で取得し、農業用倉庫及び駐車場として利用するために転用の申請があったものです。

なお、本案件は、農地転用の許可を受けずに昭和50年頃から、農業用倉庫及び駐車場として利用していたため、顛末書付きの是正申請となっています。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請人は、申請地周辺で農業を行っています。農業用器具を保管しておく場所が必要であり、また、自家用車用の駐車場も必要なため、耕作農地に近く、利便性が良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、農業用倉庫及び自家用車用の駐車場1台分として利用されます。

土地の造成計画につきましては、顛末案件のため造成等の工事は行わず、雨水については、西側にある道路側溝に放流し処理されます。

申請地は、団地規模が概ね10ヘクタール以上の農地であり、第1種農地と判断できます。しかし、農業用施設であること及び集落に接続して設置される周辺に居住する者の日常生活上必要な施設であることから、立地基準上は例外的に許可できるものです。

他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

番号5と番号6は、関連する案件ですので、一括して御説明いたします。

大津市に居住する者が、番号5については、建部下野町地先の農地1筆、面積125平方メートルの内19.76平方メートルの土地を売買で取得し、倉庫として利用するために、また番号6については、建部下野町地先の農地1筆、面積85平方メートルの土地を売買で取得し、駐車場として利用するために、それぞれ転用の申請があったものです。

なお、番号5の申請地の転用以外の部分につきましては、譲受人が議案第1号農地法第3条で取得されます。

両案件は、譲渡人の曾祖父が、倉庫部分は昭和35年頃から、駐車場部分は年代は分かりませんが以前から、農地転用の許可を受けずに利用していたため、顛末書付きの是正申請となっています。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、譲受人は、番号5の申請地の隣接地の住宅を購入し居住予定で、住宅の荷物を保管する倉庫が必要であり、また、居住予定の住宅に駐車場が必要なため、利便性の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、倉庫及び駐車場として利用されます。

土地の造成計画につきましては、顛末案件のため造成等の工事は行わず、雨水については、地下浸透にて処理されます。

番号5の申請地は、団地規模が概ね10ヘクタール以上の農地であり、第1種農地と判断できます。しかし、集落に接続して設置される周辺に居住する者の日常生活上必要な施設であることから、立地基準上は例外的に許可できるものです。

番号6の申請地は、周辺が宅地化している区域であるため第3種農地と判断でき、原則許可できるとなっております。

また、添付書類についても問題はありませんでした。
担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

番号7は、中小路町に居住する者が、同町地先の農地1筆、面積774平方メートルの土地を使用貸借で権利取得し、農業用駐車場及び農業用倉庫として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請者の妻は父親から、農地及び農業用機械を相続しましたが、現在農業用機械は知り合いの車屋等に点在して保管していますが、集約して管理したいため、自宅及び所有農地に近い利便性の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、トラクター、農業用車両の駐車場及び農業用倉庫2棟として利用されます。

土地の造成計画につきましては、現状の耕土を鋤取り、土砂を入れて地均しする計画です。雨水については、地下浸透処理されます。

申請地は、農業振興農用地域であります。農業用施設であることから、立地基準上は例外的に許可できるものです。

また、令和6年1月16日付で軽微変更されており、他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

いずれの案件も、一般基準において基準に抵触するものではなく、農地法第5条第2項に基づき審査いたしましたところ、転用許可相当と判断いたしました。以上、御審議の程よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。
本案については、事前調査がなされておりますので、現地調査の報告を求めます。

26番 番号1は、ガソリンスタンドを運営している申請人が、洗車場を設置するための申請です。洗車後の排水が周囲のほ場に流れ込まないように指導をお願いします。第2種農地であり、要件を満たしており問題ないと判断します。

23番 番号2は、平成18年頃にこのような状態となり、顛末書付きの案件です。相続されている方が都会に住んでおられ、管理する者がいません。譲受人は申請地に近いところで農機具等収納できる場所がほしいということで譲受されました。以前軽微変更されていて、農業関係以外青地から白地にはならないということで、住宅等建てるということもできないため、許可相当と理解しております。

番号3は、こちらも昭和50年頃に建築された小屋のため顛末案件でございます。譲受人は、住所登録が沖野になっていますが、実際は申請地のすぐ近くに住まいされており、規模を拡大し、地元で農業をされています。賃貸で借りておられましたが、所有者が高齢で、買い取ってほしいということであり許可相当と判断します。

25番 番号5、番号6は一括して報告します。
番号5は、昭和35年頃に譲渡人が小屋を建築され、現在に至っており、継続し

て譲受人が使用されます。先ほど3条申請で6筆同じ人の申請がありましたが、倉庫以外は畑で利用されます。

番号6は、譲受人がこちらで家を購入し、そのため駐車場が必要とされるための申請となりました。

番号7は、現在農業用機械を他で預かってもらっておられるので、トラクターや軽トラ他機械もたくさんあり、集約場所が必要とのことでの申請です。

近隣のコストコが8月にオープンする予定であり、それ以降出入口等心配されますが、青地であり許可相当と判断します。

議 長 事務局の説明及び調査報告が終わりました。
審議に入ります前に、〇〇 〇〇委員 からありました排水の関係で事務局から補足がありましたらお願いします。

事務局 番号1の駐車場の排水関係ですが、雨水は敷地内にある地下浸透枳で処理されます。
それ以外の事業用排水関係につきましては、下水道課からの指導の下、適切に処理されると聞いております。

議 長 それでは、番号1及び関連する議案第4号番号1について何か御意見はございますか。
番号2についてはどうでしょうか。
番号3についてはどうでしょうか。
番号5、番号6について合わせていかがですか。
番号7は御意見どうでしょうか。

16番 番号4の取り下げで、先月も同じ案件が取り下げになっています。何が原因で取り下げになったのか、事務局で書類がそろっていないのに受け付けないようにしてほしいが、原因を教えてくださいませんか。

事務局 添付書類の電力会社の同意書が議案上程までに提出されなかったため、取り下げとなりました。先月は、月例総会前には間に合うということでしたので受付しました。しかし、申請者側から今月も間に合わないということの話がありました。
なお、2回も取り下げがあったため、次回は申請書、添付書類とも全部揃った状態でないと受け付けないという対応とします。

議 長 取り下げ理由については、最初の説明の時に話して委員の理解を求めるようにお願いしたいと思います。

それでは、他に御意見もないようですので、本案につきまして承認される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

次に、議案第5号「東近江市農用地利用集積計画（案）について」を議題と致します。

また、本議案につきまして関係者に、〇〇 〇〇 委員、 〇〇 〇〇委員 がおられます。

農業委員会法第31条の規定に基づき「議事参与の制限」により、当該案件の審議開始から終了まで退席をお願いします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

農業水産課の〇〇です。

議案第5号「東近江市農用地利用集積計画（案）」を説明します。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定に基づき、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により市が農用地利用集積計画を定めるものです。

今回の農用地利用集積計画は令和6年2月29日に農用地利用集積計画の公告を予定しておりまして、この公告によって所有権が移転され利用権が設定されることとなります。

今回の所有権移転は11件18筆47,994.99㎡、利用権設定は41件88筆174,463㎡です。

設定を受ける認定農業者は24名で80筆178,405.99㎡が集積されており、認定農業者への集積率は約80%です。

まず、議案書の1ページから9ページまでが所有権移転で、10ページ以降が利用権設定の議案になっております。次に補足説明をさせていただきます。

番号1の所有権を移転する農地は上平木町の1筆であり、900,000円を対価として売買により令和6年3月11日に所有権が移転されます。移転をする者は千葉県松戸市横須賀一丁目に居住する者で、移転を受ける者は上羽田町に居住する者となっております。

番号2の所有権を移転する農地は建部下野町の1筆であり、30,000円を対価として売買により、令和6年3月11日に所有権が移転されます。移転をする者は岐阜県大垣市魚屋町に居住する者で、移転を受ける者は建部下野町に居住する者となっております。

番号3の所有権を移転する農地は建部下野町の1筆であり、50,000円を対価として売買により令和6年3月11日に所有権が移転されます。移転をする者は京都市北区平野東柳町に居住する者で、移転を受ける者は建部下野町に居住する者となっております。

番号4の所有権を移転する農地は山上町の2筆であり、合計664,000円を対価として売買により令和6年3月11日に所有権が移転されます。移転をする者は沖野一丁目に居住する者で、移転を受ける者は曾根町に所在する農事組合法人となっております。

番号5の所有権を移転する農地は伊庭町の1筆であり、30,000円を対価として売買により令和6年3月11日に所有権が移転されます。移転をする者は東京都練馬区氷川台三丁目、大阪府枚方市村野南町及び神奈川県横須賀市二葉一丁目に居住する3名で、移転を受ける者は伊庭町に居住する者となっております。

番号6の所有権を移転する農地は小川町の1筆であり、224,000円を対価として売買により、令和6年3月11日に所有権が移転されます。移転をする者は躰光寺町に居住する者で、移転を受ける者は乙女浜町に居住する者となっております。

番号7の所有権を移転する農地は乙女浜町の1筆であり、303,100円を対価として売買により、令和6年3月11日に所有権が移転されます。移転をする者は躰光寺町に居住する者で、移転を受ける者は乙女浜町に居住する者となっております。

番号8の所有権を移転する農地は福堂町の4筆であり、合計763,930円を対価として売買により、令和6年3月11日に所有権が移転されます。移転をする者は彦根市石寺町に居住する者で、移転を受ける者は福堂町に所在する農事組合法人となっております。

番号9の所有権を移転する農地は福堂町の1筆であり、197,600円を対価として売買により、令和6年3月11日に所有権が移転されます。移転をする者は京都市山科区西野様子見町に居住する者で、移転を受ける者は福堂町に所在する農事組合法人となっております。

番号10の所有権を移転する農地は大中町の2筆であり、合計200,000円を対価として売買により、令和6年3月11日に所有権が移転されます。移転をする者は登記名義人の相続財産清算人で、移転を受ける者は大中町に居住する者となっております。

番号11の所有権を移転する農地は大中町の3筆であり、合計5,596,590円を対価として売買により、令和6年3月11日に所有権が移転されます。移転をする者は登記名義人の相続財産清算人で、移転を受ける者は大中町に居住する者となっております。

次に貸借の利用権関係ですが、10ページから34ページまでが所有者と耕作者による利用権設定となっております。

本案については、農用地の効率利用、安定的に農業経営を行うと考えられますことから、農用地利用集積計画（案）の決定をお願いするものです。

議長 それではここで審議に入ります前に、〇〇 〇〇 委員、〇〇 〇〇 委員 には、審議開始から終了まで退席をお願いします。

本案について何か御意見はございますか
ないようですので、採決に移ります。

議案第5号「東近江市農用地利用集積計画（案）について」承認される方は挙手を願います。

（全員挙手）

全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。
それでは審議が終了しましたので、〇〇 〇〇 委員、〇〇 〇〇 委員の入室・着席をお願いします。

次に議案第6号「農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題と致します。
また、本議案につきましても関係者に、〇〇 〇〇 委員、〇〇 〇〇 委員がおられます。

農業委員会法第31条の規定に基づき「議事参与の制限」により、当該案件の審議開始から終了まで退席をお願いします。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

続きまして、議案第6号「農用地利用集積等促進計画（案）」を説明いたします。
県が指定し認可を受けた農地中間管理機構が農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めることで農用地等について利用権の設定等を行うものです。

なお、農用地利用集積等促進計画による利用権の設定は、地域計画に定められる目標地図に記載のある耕作者へのみ可能となっております。今回の農用地利用集積等促進計画において地域計画の定められていない地域においては、農地中間管理機構が促進計画案をホームページに掲載し、利害関係人の意見聴取を行うことで利用権の設定が可能となります。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づき、農地中間管理機構から委託を受けた市が農用地利用集積等促進計画（案）を作成し、同条第3項により農業委員会の意見を聴くこととなっております。

本日の月例総会の後、本計画（案）及び農業委員会からの意見を農地中間管理機構へ提出し、機構がこれらを基に農用地利用集積等促進計画を定め、県に提出され、知事の認可及び公告という流れとなります。

議案書について説明いたします。議案書1ページ目をご覧ください。

農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を同一の促進計画で行うこととなっているため、左側に農地中間管理機構に権利の設定をする者、右側に農地中間管理機構から権利の設定を受ける者を記載しています。

次に、9ページ目をご覧ください。こちらは農地中間管理機構から耕作者への利用権設定のみ行うものを記載しています。

今回、188筆、377,291.58㎡の利用権を設定いたします。

また、県の公告日は令和6年3月29日を予定しています。

説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

それではここで審議に入ります前に、〇〇 〇〇 委員、〇〇 〇〇 委員には、審議開始から終了まで退席をお願いします。

本案について何か御意見はございますか。

ないようですので、採決に移ります。議案第6号「農用地利用集積等促進計画（案）について」承認される方は挙手を願います。

（全員挙手）

全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。
それでは審議が終了しましたので、〇〇 〇〇 委員、〇〇 〇〇 委員 の入室・着席をお願いします。

それでは次に、事務局長の専決事項として処理しております報告第1号から報告第3号まで事務局に一括して報告を求めます。

次に議案第7号「土地改良事業参加の申出について」を議題と致します。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第7号「土地改良事業参加の申出」につきましては、貸借により耕作されている場合は、本来耕作者が資格者となりますが、所有者から農業委員会に対し、土地改良事業へ参加すべき旨の申出があり、且つその申出が相当であって、農業委員会が承認した場合は、その所有者が参加資格者となることが、土地改良法第3条第1項第2号に規定されております。
本議案は、この規定に基づき申出があったものに対し、承認することについて意見を求めるものでございます。
このたびの申出に係る土地改良事業につきましては、能登川土地改良区の行う土地改良事業です。

まず、能登川土地改良事業の事業内容は、整備後40年以上経過し、経年劣化による老朽化した石綿管のパイプラインを更新することで、生産性の高い優良農地を確保するとともに、石綿に起因する影響を未然に防止を図り、農業経営の安定及び農業生産の維持を図るものです。

今回の申出件数は494件で、その理由につきましては、土地改良事業の参加資格者は本来、耕作者にありますが、資産は所有者のものであり、土地改良事業に係る賦課金及び事業完了後における維持・管理費用については耕作者でなく土地所有者が負担するというものです。

今回の申出理由は、所有者を事業に参加させることが、土地改良事業の円滑な推進及びその他の管理運営に資することとなる等、土地改良事業の目的に照らし妥当と認められる場合に該当すると考えますので、申出を承認することは相当と判断します。

以上よろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。
本案について何か御意見はございますか。
それでは、特に御意見もないようですので採決に移ります。
議案第7号「土地改良事業参加の申出について」承認される方は挙手を願います。

（全員挙手）

全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

それでは次に、事務局長の専決事項として処理しております報告第1号から報告第3号まで事務局に一括して報告を求めます。

事務局 報告第1号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の報告について。
番号1、小脇町の駐車場の案件から、番号2、東中野町の宅地の案件の2件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、事務局長専決により届出を受理しましたので報告します。

報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について。
番号1から、番号23まで全て相続により所有権を取得されたものです。
届出人の「あっせん希望の有無」については、番号19だけが「有」となっておりますが、すでに解決しています。
他の届出人については、すべて無となっております。

報告第3号、農地の貸借権の合意解約の報告について。
賃貸借権の合意解約につきましては、番号1から、番号31までです。
続いて記載の使用貸借の合意解約につきましては、番号1から、番号3です。
なお、合意解約内容及び解約理由につきましては議案書記載のとおりです。

以上、第1号から第3号まで報告しました。

議長 事務局の報告が終わりました。
この報告について何か御質問はございますか。
それでは、特にないようですので、報告事項を終わります。

以上で本日の議案審議はすべて終了しました。
これをもって令和5年度第11回（2月期）月例総会を終了いたします。
長時間の御審議ありがとうございました。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために署名する。

議長 ○ ○ ○ ○

16番 ○ ○ ○ ○

17番 ○ ○ ○ ○